

表 - 3 保護林の種類

種 類	目 的
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存
材木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保護
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地等の特殊な地形・地質の保護
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）

本法は、歴史的に狩猟に関する規制から始まっていることから、対象となる生物は哺乳類、鳥類のみであり、その捕獲については狩猟鳥獣以外は原則禁止と規定している。また、禁猟区としての機能を持つ鳥獣保護区の中に特別保護地区の設定が可能であり、これにより鳥獣の生息地の保全を図る等、これまでの野生生物保護に中心的な役割を担ってきた。特に「希少鳥獣生息地の保護区」として指定される鳥獣保護区は、種の保存法において国内希少野生動植物として指定された鳥獣のための生息地保護区に代わるものとなっている。「ふくしまレッドリスト」に掲載された鳥類、哺乳類の保護を図るため、保護区の設定に努める必要があるが、鳥類、哺乳類以外の生物については、効力が及ばないため、現状では有効な保護対策をとることができない。

表 - 4 鳥獣保護区の設定状況

区 分	個 所 数	面 積(ha)	うち特別保護地区		
			個所数	面積(ha)	
森林鳥獣生息地の保護区	福島県	83	64,016	18	3,477
	全 国	2,136	1,932,612	414	62,623
大規模生息地の保護区	福島県	2	34,068	1	6,090
	全 国	43	630,124	35	66,930
集団渡来地の保護区	福島県	3	28,993	1	3,337
	全 国	239	436,400	44	41,594
集団繁殖地の保護区	福島県				
	全 国	54	41,170	29	2,996
希少鳥獣生息地の保護区	福島県	1	23		
	全 国	76	276,757	32	76,881
身近な鳥獣生息地の保護区	福島県	56	23,780	1	33
	全 国	1,385	296,409	61	3,624
計	福島県	145	150,880	21	12,937
	全 国	3,933	3,613,472	615	254,648

(注) 福島県：平成14年11月1日現在 全国：平成13年3月31日現在

イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

本法は希少野生生物の保護に最も関係した法令であり、現在、国内希少野生動植物種として62種を指定し、採取等の禁止措置及び保護増殖等の事業を行っている。しかし、指定種の基準は国レベルで絶滅の危機が生じている種であり本県に生息・生育する種は9種（鳥類：シジュウカラガン、オオタカ、クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、オオセッカ、植物：アツモリソウ）にとどまっている。